

区域図及び区域界設定図

東野田町地区1/2



確認
兵庫県建築指導課

「区域内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
東野田町地区等区域	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	地形地物 筆界 幅取り又は見通し界
		別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域（地縁者小規模事業所型）に建築できる建築物	
自治会区域界			



区域図及び区域界設定図

東野田町地区2/2



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
東野田町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	地形地物 筆界 幅取り又は見通し界
		別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域（地縁者小規模事業所型）に建築できる建築物	
自治会区域界			

確認
-3/-2
兵庫県建築指導課

「区域内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

